

「自己資本の構成に関する開示事項」

【連結：平成26年3月末】

(単位：百万円)

項目	経過措置による 不算入額	国際様式の 該当番号
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目 (1)		
普通株式に係る株主資本の額	389,083	1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	21,500	1a
うち、利益剰余金の額	372,512	2
うち、自己株式の額()	3,222	1c
うち、社外流出予定額()	1,706	26
うち、上記以外に該当するものの額	-	
普通株式に係る新株予約権の額	231	1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	13,136	52,544
3		
普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額	-	5
経過措置により普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	7,533	
うち、少数株主持分等に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第6条第1項)により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	7,533	
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	409,985	6
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	416	1,667
8+9		
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-
8		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	416	1,667
9		
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
10		
繰延ヘッジ損益の額	699	2,797
11		
適格引当金不足額	-	-
12		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
13		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
14		
退職給付に係る資産の額	-	-
15		
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
16		
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-
17		
少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-
18		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
19+20+21		
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-
19		
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
20		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
21		
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
22		
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-
23		
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
24		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
25		
その他Tier1 資本不足額	-	-
27		
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	282	28
普通株式等Tier1 資本		
普通株式等Tier1 資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	410,267	29
その他Tier1 資本に係る基礎項目 (3)		
その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	31a
その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	31b
その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-	32
特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額	-	
30		
その他Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額	2,141	34-35
適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	33+35
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-	33
うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	-	35
経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-	
その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	2,141	36
その他Tier1 資本に係る調整項目		
自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	-	-
37		
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	-
38		
少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	-
39		
その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	-
40		
経過措置によりその他Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	-	
Tier2 資本不足額	-	-
42		
その他Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	-	-
43		
その他Tier1 資本		
その他Tier1 資本の額((ニ) - (ホ)) (ヘ)	2,141	44
Tier1 資本		
Tier1 資本の額((ハ) + (ヘ)) (ト)	412,409	45

「自己資本の構成に関する開示事項」

【連結：平成26年3月末】

(単位：百万円)

項目	経過措置による 不算入額	国際様式の 該当番号
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)		
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	46
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	-	
特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額	-	
Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額	503	48-49
適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	47+49
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-	47
うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	-	49
一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	2,292	50
うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	421	50a
うち、適格引当金Tier2 算入額	1,870	50b
経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	38,640	
うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第2項)によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	38,640	
Tier2 資本に係る基礎項目の額(チ)	41,436	51
Tier2 資本に係る調整項目		
自己保有Tier2 資本調達手段の額	-	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	53
少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	54
その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	55
経過措置によりTier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	-	
Tier2 資本に係る調整項目の額(リ)	-	57
Tier2 資本		
Tier2 資本の額((チ)-(リ))(ヌ)	41,436	58
総自己資本		
総自己資本の額((ト)+(ヌ))(ル)	453,846	59
リスク・アセット (5)		
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	1,667	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)に係るものの額	1,667	
リスク・アセットの額の合計額(ヲ)	2,933,358	60
連結自己資本比率		
連結普通株式等Tier1 比率((ハ)/(ヲ))	13.98%	61
連結Tier1 比率((ト)/(ヲ))	14.05%	62
連結総自己資本比率((ル)/(ヲ))	15.47%	63
調整項目に係る参考事項 (6)		
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	39,829	72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	669	73
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	74
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	1,884	75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)		
一般貸倒引当金の額	421	76
一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	527	77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	1,870	78
適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	16,157	79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)		
適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	-	82
適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	83
適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	-	84
適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	85

「自己資本の構成に関する開示事項」

【単体：平成26年3月末】

(単位：百万円)

項目	経過措置による 不算入額	国際様式の 該当番号
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目 (1)		
普通株式に係る株主資本の額	379,365	1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	21,435	1a
うち、利益剰余金の額	362,853	2
うち、自己株式の額()	3,222	1c
うち、社外流出予定額()	1,701	26
うち、上記以外に該当するものの額	-	
普通株式に係る新株予約権の額	231	1b
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	13,159	52,636
経過措置により普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-	
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	392,755	6
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	415	1,660
うち、のれんに係るものの額	-	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	415	1,660
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	10
繰延ヘッジ損益の額	699	2,797
適格引当金不足額	159	638
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	14
前払年金費用の額	-	15
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	-	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	19
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	20
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	23
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	24
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	25
その他Tier1 資本不足額	319	27
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	194	28
普通株式等Tier1 資本		
普通株式等Tier1 資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	392,561	29
その他Tier1 資本に係る基礎項目 (3)		
その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	31a
その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	31b
その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-	32
特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額	-	
適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	33+35
経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-	
その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	-	36
その他Tier1 資本に係る調整項目		
自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	-	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	38
少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	39
その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	40
経過措置によりその他Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	319	
うち、適格引当金不足額	319	
Tier2 資本不足額	-	42
その他Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	319	43
その他Tier1 資本		
その他Tier1 資本の額((ニ)-(ホ))(ヘ)	-	44
Tier1 資本		
Tier1 資本の額((ハ)+(ヘ))(ト)	392,561	45

「自己資本の構成に関する開示事項」

【単位：平成26年3月末】

(単位：百万円)

項目	経過措置による 不算入額	国際株式の 該当番号
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)		
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	46
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	-	
特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額	-	
適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	47+49
一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	-	50
うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	-	50a
うち、適格引当金Tier2 算入額	-	50b
経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	38,363	
うち、評価・換算差額等に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第2項)によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	38,363	
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	38,363	51
Tier2 資本に係る調整項目		
自己保有Tier2 資本調達手段の額	-	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	53
少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	54
その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	55
経過措置によりTier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	319	
うち、適格引当金不足額	319	
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	319	57
Tier2 資本		
Tier2 資本の額((チ) - (リ)) (ヌ)	38,044	58
総自己資本		
総自己資本の額((ト) + (ヌ)) (ル)	430,605	59
リスク・アセット (5)		
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	1,660	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)に係るものの額	1,660	
リスク・アセットの額の合計額(ヲ)	2,903,552	60
自己資本比率		
普通株式等Tier1 比率((ハ) / (ヲ))	13.52%	61
Tier1 比率((ト) / (ヲ))	13.52%	62
総自己資本比率((ル) / (ヲ))	14.83%	63
調整項目に係る参考事項 (6)		
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	39,304	72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	601	73
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	74
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)		
一般貸倒引当金の額	-	76
一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	126	77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	78
適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	16,215	79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)		
適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	-	82
適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	83
適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	-	84
適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	85